

監 査 報 告 書

平成13年 5月18日

富士通株式会社

代表取締役社長 秋 草 直 之 殿

監査法人太田昭和センチュリー

代表社員 公認会計士 安 久 寿 ⑩
関与社員
代表社員 公認会計士 鈴 木 洋 二 ⑩
関与社員
代表社員 公認会計士 池 上 玄 ⑩
関与社員
関与社員 公認会計士 持 永 勇 一 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、富士通株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第101期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上